

電気需給約款〔高圧、特別高圧〕

2017年4月1日実施

2019年2月1日改訂

サミットエナジー株式会社

目次

I. 総則	1
1. 適用.....	1
2. 需給約款の変更.....	1
3. 定義.....	2
4. 単位および端数処理.....	4
5. 実施細目.....	5
II. 契約	6
6. 需給契約.....	6
7. 需給契約の成立および契約期間.....	6
8. 需要場所.....	7
9. 需給契約の単位.....	8
10. 供給の開始.....	8
11. 供給の単位.....	8
III. 契約種別および料金	9
12. 契約種別.....	9
13. 高圧季節別時間帯別電力.....	9
14. 特別高圧季節別時間帯別電力.....	13
15. 臨時電力.....	14
16. 自家発補給電力.....	15
17. 予備電力.....	17
IV. 料金の算定および支払い	19
18. 料金の適用開始の時期.....	19
19. 検針日.....	19
20. 料金の算定期間.....	20
21. 使用電力量の計量.....	20
22. 料金の算定.....	20
23. 日割計算.....	20
24. 料金の支払義務および支払期日.....	21
25. 料金その他の支払方法.....	21
26. 延滞利息.....	22
27. 保証金.....	22
V. 使用および供給	24
28. 適正契約の保持.....	24
29. 契約超過金.....	24

30.	需要場所への立入りによる業務の実施	24
31.	供給停止期間中の料金	24
32.	違約金	25
33.	制限または中止の料金割引	25
34.	損害賠償および債務の履行の免責	26
35.	設備の賠償	26
36.	需給計画に係るお客さまの協力	26
VI.	契約の変更および終了	27
37.	需給契約の変更	27
38.	料金単価の変更	27
39.	名義の変更	27
40.	需給契約の廃止	27
41.	需給開始後の需給契約の廃止・変更にもなう料金および工事費の精算	28
42.	期限の利益喪失	28
43.	需給契約の解除・解約	29
44.	需給契約消滅後の債権債務関係	29
VII.	その他	30
45.	工事費等の負担	30
46.	反社会的勢力の排除	30
47.	不可抗力	31
48.	管轄裁判所	31
49.	消費税法改正の場合の取り扱い	31
50.	お客さまに係わる情報の取り扱い	31
別 表	33
1.	休日等	33
2.	燃料費調整	33
3.	再生可能エネルギー発電促進賦課金	36
4.	契約電力の算定方法	37
5.	日割計算の基本算式	37

I. 総則

1. 適用

- (1) 本電気需給約款(以下「この需給約款」といいます。)は当社が、一般送配電事業者と締結した接続供給契約に基づき、当社と直接電気需給契約を締結したお客さまに対して、または、当社の取次業者との間で電気需給契約を締結したお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。
- (2) この需給約款は、当社による託送供給が、当社と一般配電事業者との間で締結する託送供給等約款における需要家にかかる事項の遵守をお客さまが承諾していることを前提として行われるという点において、一般送配電事業者の定める託送供給等約款に準じます。
- (3) この需給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の各供給区域
- (4) この需給約款は、2018年8月9日より実施致します。

2. 需給約款の変更

- (1) 当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、その他、当社が必要と判断した場合には、当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合は、この需給約款に定める電気料金、その他の供給条件等は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、この需給約款を変更する際には、当社ホームページに掲載する方法によりお知らせいたします。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、この供給条件および電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金、その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および電気料金によります。
- (3) この需給約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お

客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

- ハ 上記にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

3. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 一般送配電事業者

経済産業大臣許可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、その供給区域において託送供給を行う事業者をいいます。

(2) 小売電気事業者

経済産業大臣の登録を受け、電力の小売供給を行う事業者をいいます。お客様へ提供する電力の調達および電力の販売を行います。

(3) みなし小売電気事業者

旧一般電気事業者（東京電力等の10電力会社）の小売供給部門をいいます。

(4) 託送供給

小売電気事業者が調達した電力を一般送配電事業者が維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、お客様の需給地点まで送電することをいいます。

(5) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法附則第3条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(6) 電気供給約款

みなし小売電気事業者が電気の供給を行うに当たって、電気料金その他の供給条件を定めたものをいいます。

(7) 需給地点

当社が、お客様に電気の供給をするために一般送配電事業者が行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(8) 電気工作物

電気を供給するための設備・受電設備・屋内配線・電気使用設備等の総称をいいます。

(9) 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(10) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト、30,000 ボルト、70,000 ボルトまたは 140,000 ボルトをいいます。

(11) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みません。）をいいます。

(12) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(13) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(14) 付帯電灯動力

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(15) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(16) 契約受電設備契約負荷設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(17) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(18) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(19) 最大需要電力

託送供給等約款に定める、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(20) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(21) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(22) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(23) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(24) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(25) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(26) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(27) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(28) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(29) 供給地点特定番号

需要場所において1つ付与される番号であって、一般送配電事業者または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(30) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給に係る契約をいいます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、13（高圧季節別時間帯別電力）(2)ニを適用した場合に算定された値が0.5 キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社(取次業者がいる場合は、取次業者)との協議によって定めます。なお、当社または一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、お客さまと一般送配電事業者との間で協議を行っていただくものといたします。

II. 契約

6. 需給契約

- (1) お客様は、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、電気需給契約を締結して頂きます。なお、電気需給契約書の条件とこの需給約款の条件に相違がある場合は、電気需給契約書の条件を優先するものといたします。
契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、連絡体制および料金の支払方法
- (2) 契約種別については、高圧季節別時間帯別電力または特別高圧季節別時間帯別電力を基準として、当社と協議していただきます。
- (3) 契約負荷設備、および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、原則として、当社から一般送配電事業者の供給設備状況等について照会をいたしますが、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあることをご了承ください。
- (5) お客様が保安等のために必要とされる電気については、託送供給等約款に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) お客様が発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客様の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。
- (7) お客様および当社は、需給契約の内容および需給契約にもとづく取引に関する情報を、需給契約を履行する以外の目的で、第三者に開示してはならないものといたします。

7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、契約書を締結したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、お客様との需給契約で規程された開始日から1年間といたします。
 - ロ 契約期間満了に先立ち、期間満了の3ヶ月前までにお客様乃至は当社より相手

方に対して書面による需給契約の終了または変更の申し出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。

8. 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。
 - イ 居住用の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
 - (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
 - (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。
 - ロ 居住用以外の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合
 - 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものいたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものいたします。
- (4) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所または1需要場所とすることがあります。

- (5) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)、(2)、(3)に定める構内または(4)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。

9. 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合
臨時電力、自家発補給電力、予備電力
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

10. 供給の開始

- (1) 当社は、直接当社とお客さまとの間で、または取次業者とお客さまとの間で需給契約が成立したときには、需給契約に則り需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給開始予定日より電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて直接または取次業者を通じてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めることといたします。

11. 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

III. 契約種別および料金

12. 契約種別

契約種別については、高圧季節別時間帯別電力、特別高圧季節別時間帯別電力、および臨時電力、自家発補給電力、予備電力を基準として、当社と協議していただきます。

13. 高圧季節別時間帯別電力

(1) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

イ 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて、契約電力が 500 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。）であるものを対象といたします。なお、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合で、当該一般送配電事業者との協議が整ったときは、契約電力（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計といたします。）が 2,000 キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

ハ 契約電力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 高圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(2)ニによって定めます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）（1）によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、電気需給契約に定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約に定めるものといたします。

（ハ） 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（ニ） 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。

（2） 契約電力が500キロワット未満の場合

イ 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて、契約電力が50キロワット以上であり、かつ、500キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力の契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であるものを対象といたします。なお、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者との協議が整ったときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても対象とすることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

- (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。
 - b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
 - c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要

電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2（燃料費調整）(1) によって算定された燃料費調整額、および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ニ) によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、電気需給契約に定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約に定めるものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

b 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(ニ) 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。

へ その他

最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、(1)を適用いたします。

(3) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則として契約種別を変更することはできません。

ロ 契約種別を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、他の契約種別に変更することはできません。

14. 特別高圧季節別時間帯別電力

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力とあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気需給契約に定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約に定めるものといたします。

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントと

いたします。)といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ニ 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する、燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。

(5) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則として契約種別を変更することはできません。

ロ 契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

15. 臨時電力

(1) 対象となるお客さま

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものを対象といたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

イ 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が、原則として、50キロワット以上であるもの。

ロ 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が、原則として、50キロワット以上であるもの。

(2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、地域の一般電力会社が定める契約種別の料金の20パーセントを割増ししたものを基準として個別に取り決めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約に定めるものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、決定した契約種別に準じて適用いたします。

ニ 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。

(3) その他

イ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力の対象といたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、決定した契約種別に準ずるものといたします。

16. 自家発補給電力

(1) 自家発補給電力

イ 対象となるお客さま

お客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置され

ている場合

お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2（燃料費調整）（1）によって算定された燃料費調整額、および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、電気需給契約に定めるものといたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約に定めるものといたします。

（ハ） 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、決定した契約種別に準ずるものといたします。

（ニ） 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。

ニ 自家発補給電力の使用

（イ） お客様が自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

（ロ） 自家発補給電力を同一計量する場合で、お客様のその 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値が契約電力をこえないときは、イにかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

ホ 高圧季節別時間帯別電力等と同一計量される場合の最大需要電力

同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

（イ） その 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値が契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが

明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。なお、超過の原因が明らかでないときは、業務用季節別時間帯別電力等と自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

- (ロ) 自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 高圧季節別時間帯別電力等と同一計量される場合の使用電力量

- (イ) 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

- (a) 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における各時間帯別の平均電力
- (b) 自家発補給電力の使用の前3月間における各時間帯別の平均電力
- (c) 自家発補給電力の使用の前3日間における各時間帯別の平均電力
- (ロ) 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。

ト 使用電力量の区分

自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

チ その他

- (イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。
- (ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、決定した契約種別に準ずるものといたします。

17. 予備電力

- (1) 対象となるお客さま

お客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

(イ) 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

(ロ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気需給契約に定めるものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、決定した契約種別に準ずるものといたします。

IV. 料金の算定および支払い

18. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。

19. 検針日

検針日は、各月ごとに一般送配電事業者が定める日に原則として実施されます。なお、次により、託送供給等約款に従い実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日を検針日といたします。

- (1) 検針は、需給地点ごとに当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日(一般送配電事業者が需給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。)に、一般送配電事業者が各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、当社(取次業者がいる場合は、取次業者)は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 供給開始日からその直後の需給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後の需給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

20. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

21. 使用電力量の計量

使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送供給等約款に定めるところにより、お客さまとの協議によって定めます。

22. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 20（料金の算定期間）の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るときにおいても料金の算定期間は「1 月」として算定いたします。

23. 日割計算

- (1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロの場合は、次により料金を算定いたします。
イ 基本料金は、別表 5（日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。
ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5（日割

計算の基本算式)により算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5 (日割計算の基本算式)により算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 22 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。また、22 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 5 (日割計算の基本算式)により日割計算をいたします。

24. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 支払義務の発生日は、検針日の前日が属する月の翌月 1 日といたします。ただし、19 (検針日) (5) の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、19 (検針日) (6) の場合の料金または 21 (使用電力量の計量) (1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、21 (使用電力量の計量) (3) の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。)に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

25. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いは、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ 当社が指定した金融機関を通じて払込みにより支払っていただきます。払込みにかかる手数料はお客様にご負担いただきます。

- (2) お客様が料金を(1)イ、ロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

26. 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{消費税等の税率} / (1 + \text{消費税等の税率})$$

(2) なお、消費税等相当額は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

27. 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

ハ 当社が審査した結果、与信上懸念があると認められた場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および

同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V. 使用および供給

28. 適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、当社(取次業者がいる場合には、取次業者)とお客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかにお客さまとの当該契約を適正なものに変更させていただくものとします。

29. 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

30. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社(取次業者がいる場合は取次業者)が必要と認めた場合、または一般送配電事業者から要請があった場合、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、当社または一般電気事業者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

31. 供給停止期間中の料金

託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を23(日割計算)により日割計算をして、料金を算定いたします。

32. 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ハ 高圧季節別時間帯別電力もしくは高圧電力の場合、または高圧季節別時間帯別電力もしくは高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

33. 制限または中止の料金割引

- (1) 高圧季節別時間帯別電力、および特別高圧季節別時間帯別電力については、託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合には、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。なお、割引額の単位は、1 円とし、その端数は、切り上げます。
 - イ 契約電力の合計が 500 キロワット以上の場合
 - (イ) 割引の対象
力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、22（料金の算定）
 - (1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。
 - (ロ) 割引率
1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。
 - (ハ) 制限または中止延べ時間数の計算
延べ時間数は、託送供給等約款にもとづき算定された値といたします。
 - ロ 契約電力の合計が 500 キロワット未満の場合
 - (イ) 割引の対象
力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、22（料金の算定）
 - (1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、託送供給等約款にもとづき算定された値といたします。

- (2) (1)による延べ時間数または延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電力、特別高圧臨時電力、自家発補給電力、特別高圧自家発補給電力、予備電力および特別高圧予備電力に対する使用の制限または中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

34. 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 42（需給契約の解除・解約）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

35. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

36. 需給計画に係るお客さまの協力

当社は、託送供給等約款にもとづく需給計画作成のために必要な情報を、お客さまより提供していただくことがあります。

VI. 契約の変更および終了

37. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。契約種別、契約電力を変更する場合、契約変更時に当社が承諾した供給日から契約変更後の供給条件を適用いたします。

38. 料金単価の変更

当社は、一般送配電事業者の託送供給約款が改定された場合、みなし小売電気事業者の電気供給約款が改定された場合、または発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順により、電気需給契約における新たな料金単価を定めるものとします。

- (1) 当社は、自らまたはお客さまからの申し出を受けて、新たな料金単価及びその適用開始予定日（以下、新料金単価適用開始予定日といいます。）を事前に書面でお客さまに通知します。
- (2) お客さまと当社は、新たな料金単価及び新料金単価の適用開始日について、新料金単価適用開始予定日の15日前までに決定するものとします。
- (3) 上記（2）に定める期限までに、お客さまと当社との間で新たな料金単価および新料金単価の適用開始日について合意ができない場合には、お客さま又は当社の申し出により、契約の解約ができるものとします。
- (4) 上記（1）の当社の通知に対してお客さまが異議を申し立てない場合や、上記（3）により契約の解約が行われない場合は、新料金単価適用開始予定日より、上記（1）において当社から通知した新たな料金単価を適用するものとします。

39. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

40. 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、原則として廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて、当社(取次業者がいる場合は、取次業者)に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、43（需給契約の解除・解約）および次の場合を除き、お客さまが当社に

通知された廃止期日に消滅いたします。

- イ 当社(取次業者がいる場合は、取次業者)がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

41. 需給開始後の需給契約の廃止・変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加(契約受電設備の新設による契約受電設備の総容量の増加を含む)された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。1 年に満たない期間の料金について、さかのぼって廃止または減少した契約電力分につき、基本料金及び電力量料金の 20%を割増したものを適用し、既に当社(取次業者がいる場合は、取次業者)が請求した料金との差額を、臨時精算金として当社に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとする。また、当社(取次業者がいる場合は、取次業者)が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

42. 期限の利益喪失

お客さま又は当社(取次業者がいる場合は、取次業者)が、次の第 1 号乃至 7 号の各号の一に該当したときは、相手方から何ら催告を受けることなく単なる通知によって、相手方に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を相手方に弁済するものとする。

- (1) 相手方に対する債務の弁済を遅延したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特定調停がなされたとき。
- (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
- (4) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。
- (6) 営業の全部又は重要な一部の譲渡、またはその決議をしたとき。
- (7) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

43. 需給契約の解除・解約

- (1) お客さま又は当社(取次業者がいる場合は、取次業者)が前条各号の一に該当した場合、相手方は、何らの催告をなすことなく、本契約を解除することができるものとする。なお、前条各号の一に該当した当事者に対する相手方の損害賠償の請求を妨げない。
- (2) 前項の定めに関わらず、お客さま若しくは当社(取次業者がいる場合は、取次業者)が46(反社会的勢力の排除)に違反していることが判明したときは、他方の当事者(以下本項において「解除当事者」という。)は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、解除によって被った損害の賠償を当該お客さま又は当社(取次業者がいる場合は、取次業者)(以下、本項において「被解除当事者」という。)に対して請求することができるものとする。また、当該解除によって、被解除当事者に損害が生じても、被解除当事者は解除当事者に対して、その賠償を求めることはできないものとする。

44. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII. その他

45. 工事費等の負担

(1) 供給開始にともなう工事費等の負担

この需給約款に基づく供給開始にあたって、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(2) 契約変更にともなう工事費等の負担

お客さまの契約電力の変更により、当社が一般送配電事業者から工事等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(3) 設備の一変更にともなう工事費等の負担

お客さまが一般送配電事業者の設備に係わる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(4) 契約電力変更後に本契約を解約または契約電力を再変更する場合の工事費等の負担

お客さまの都合により、一旦契約電力を変更したうえで、さらにお客さまの都合により途中で本契約を解約し、またはさらに変更した当該契約電力を途中で再度変更した結果、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(5) その他工事費等の負担

その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から接続供給契約にもとづき工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(6) 本項目の適用

お客さまの都合によって供給開始に至らないで本契約を解約または変更される場合であっても本項目の規程が適用されます。

46. 反社会的勢力の排除

(1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、約款締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。

イ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと。

ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、約款の締結および履行をするものではないこと。

(2) 前項のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

- イ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為
- ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- ハ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為
- ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
- ホ 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為

47. 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客様および当社は、次に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないこととします。

- イ 地震等の天災地変が起きた場合
- ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として本契約の履行ができない場合、お客様又は当社は本契約の一部又は全部を解約することができます。

ロ 解約に伴う損害については、お客様および当社は互いに賠償責任を負わないこととします。

48. 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

49. 消費税法改正の場合の取り扱い

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとします。

50. お客さまに係わる情報の取り扱い

(1) 当社は、基本情報（氏名、住所、電話番号および電力需給契約の契約番号）、および供給（受電）地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設

備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法)を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、電力需給契約の廃止取次のため、供給(受電)地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般電気事業者の業務遂行のため、小売電気事業者(取次事業者含む)、一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関との間で、お客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

- (2) 当社は(1)に記載のお客さまに係る情報を、当社および、取次事業者を含む提携事業者の業務(契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務)の遂行上必要な範囲で利用します。また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客さまに係る情報を当社の業務を委託している者、および銀行等の金融機関に提供する場合があります。なお、当該業務遂行にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

別 表

1. 休日等

この需給約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

1 月 4 日（東北、北陸、中国のみ）

4 月 30 日（北陸、中国を除く）

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 29 日（東北のみ）

12 月 30 日

12 月 31 日

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ はみなし小売電気事業者エリア別に下記表の通りといたします。

	α	β	γ
北海道電力エリア	0.4699	0.0000	0.7879
東北電力エリア	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力エリア	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275
北陸電力エリア	0.2303	0.0000	1.1441
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227

中国電力エリア	0.1543	0.1322	0.9761
四国電力エリア	0.2104	0.0541	1.0588
九州電力エリア	0.1490	0.2575	0.7179

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が α 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\alpha - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が α 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \alpha) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

※各式で用いる α は下記表の通りといたします。

北海道電力エリア	37,200
東北電力エリア	31,400
東京電力エリア	44,200
中部電力エリア	45,900
北陸電力エリア	21,900
関西電力エリア	27,100
中国電力エリア	26,000
四国電力エリア	26,000
九州電力エリア	33,500

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間

毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の次のとおりといたします。

	1キロワット時につき	
	高圧	特別高圧
北海道電力エリア	0.188円	0.186円
東北電力エリア	0.210円	0.202円
東京電力エリア	0.220円	0.217円

中部電力エリア	0.219円	0.216円
北陸電力エリア	0.149円	0.147円
関西電力エリア	0.156円	0.153円
中国電力エリア	0.230円	0.222円
四国電力エリア	0.185円	0.179円
九州電力エリア	0.166円	0.163円

(3) 燃料費調整単価の通知

当社は、上記(1)の燃料費調整単価を当該月の料金請求までにお客さまに通知するものとします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出てくださいいただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネ

ルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4. 契約電力の算定方法

各一般電気事業者が定めるものに準ずるものといたします。

ただし、個別に取り決める場合は、電気需給契約書に定めるものといたします。

5. 日割計算の基本算式

各一般電気事業者が定めるものに準ずるものといたします。

ただし、個別に取り決める場合は、電気需給契約書に定めるものといたします。

電気需給約款〔高圧、特別高圧〕改訂箇所（第2条・第26条・第42条）新旧対照表

新	旧
<p>第2条（需給約款の変更）</p> <p>(1) 当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、その他、当社が必要と判断した場合には、当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合は、この需給約款に定める電気料金、その他の供給条件等は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、この需給約款を変更する際には、当社ホームページに掲載する等の方法によりお知らせいたします。</p> <p>(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、<u>当社は、変更された税率に基づき、この供給条件および電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金、その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および電気料金によります。</u></p> <p>(3) この需給約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、<u>当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</u></p> <p>ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、<u>当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、</u></p>	<p>第2条（需給約款の変更）</p> <p>(1) 当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、その他、当社が必要と判断した場合には、当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合は、この需給約款に定める電気料金、その他の供給条件等は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、この需給約款を変更する際には、当社ホームページに掲載する等の方法によりお知らせいたします。</p> <p>(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。</p> <p>(3) この需給約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点</p>

<p>お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>ハ 上記にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、<u>当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。</u></p> <p>第 26 条（延滞利息）</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から<u>次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額</u>に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p><u>再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> × <u>消費税等の税率</u> / <u>(1+消費税等の税率)</u></p>	<p>特定番号を記載します。</p> <p>ハ 上記にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。</p> <p>第 26 条（延滞利息）</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いたものに年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
---	--

第 42 条（期限の利益喪失）

お客さま又は当社（取次業者がいる場合は、取次業者）が、次の第 1 号乃至 7 号の各号の一に該当したときは、相手方から何ら催告を受けることなく単なる通知によって、相手方に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を相手方に弁済するものとする。

- (1) 相手方に対する債務の弁済を遅延したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特定調停がなされたとき。
- (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
- (4) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。
- (6) 営業の全部又は重要な一部の譲渡し、またはその決議をしたとき。
- (7) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 42 条（期限の利益喪失）

お客さま又は当社（取次業者がいる場合は、取次業者）が、次の第 1 号乃至 5 号の各号の一に該当したときは、相手方から何らの通知または催告を受けることなく、また第 6 号乃至第 10 号の各号の一に該当したときは、相手方から何らの催告を受けることなく単なる通知によって、相手方に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を相手方に弁済するものとする。

- (1) 相手方に対する債務の弁済を遅延したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社整理開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特定調停、もしくは破産その他倒産手続の申立がなされたとき。
- (3) 営業の全部を譲渡し、またはその決議をしたとき。
- (4) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
- (5) 競売を申し立てられ、又は仮登記担保契約に関する法律第 2 条に基づく通知を受けたとき。
- (6) 本契約その他乙との一切の契約の各条項の一に違反したとき。
- (7) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- (8) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。
- (9) 営業の重要な一部の譲渡しをし、又はその決議をしたとき。

前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。